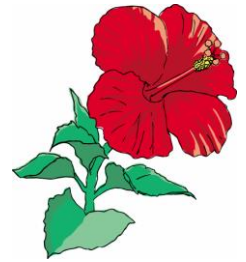


労務通信

2019.8月号

令和2年1月から労働社会保険の届出が ワンストップで可能に



◆届出の契機が同じものは1回で

労働社会保険手続のルールが変わります。健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の適用事務に係る事業主の事務負担の軽減および利便性の向上のため、健康保険法等に基づく手続きのうち届出契機が同一のものを一つづりとした届出様式（「統一様式」）を設け、統一様式を用いる場合はワンストップでの届出が可能となります。

現在、令和2年1月1日の施行に向けて省令の整備が進められています

◆改正の内容

次の①～④に掲げる届書については、届出契機がそれぞれ同一であることから、同一の契機で届出を要する届書の届出先を経由して届出できるものとされます。

- ① 健康保険法および厚生年金保険法に基づく「新規適用届」、雇用保険法に基づく「適用事業所設置届」並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」
- ② 健康保険法および厚生年金保険法に基づく「適用事業所廃止届」並びに雇用保険法に基づく「適用事業所全喪届」
- ③ 健康保険法および厚生年金保険法に基づく「資格取得届」並びに雇用保険法に基づく「資格取得届」
- ④ 健康保険法および厚生年金保険法に基づく「資格喪失届」並びに雇用保険法に基づく「資格喪失届」

◆「労働保険関係成立届」に関する改正省令案を諮問

上記の届出のうち「労働保険関係成立届」に関する改正省令案が去る6月、労働政策審議会に諮問されました。その内容は、徴収法第4条の2に規定する労働保険関係成立届について、対象事業（※）の事業主が、健康保険法および厚生年金保険法上の「新規適用届」または雇用保険法上の「適用事業所設置届」に併せて提出する場合においては、年金事務所、労働基準監督署または公共職業安定所を経由して提出することができるものとする、というものです。

※本省令改正により、年金事務所、労働基準監督署または公共職業安定所を経由して届け出ることができる事業は、一元適用の継続事業（個別）とされます。

この場合において、事業主が提出する概算保険料申告書についても同様に、年金事務所、労働基準監督署長または公共職業安定所長を経由して提出することができるものとされます。

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころの健康』相談窓口へ

なお、今回省令案が公表されたのは保険関係成立届のみでしたが、これ以外の適用事業所の設置・廃止の届出、被保険者資格の資格・喪失の届出についても来年1月の施行に向けて順次公表されると思われます。効率化の波に乗り遅れないようにしたいですね。

助成金情報

人材確保等支援助成金
(設備改善等支援コース)

人材確保等支援助成金のうちの新コースです。生産性向上に資する設備等への投資に通じて生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主に対して費用の一部等を助成します。

助成を受けるためには、雇用管理改善計画を作成する必要があります。

※計画期間はA又はBのいずれかを選択

			1年目	2年目	3年目
A雇用管理改善計画期間1年タイプ (中小企業のみ対象)			計画達成助成	—	上乘せ助成
設備導入費用	175万円以上 1,000万円未満	支給額	50万円	—	80万円
目標要件	賃金アップ上昇率(計画開始日前の賃金と比較)		2%以上	—	6%以上
	生産性要件(設備等の導入日の属する会計年度の前年度と比較)		—	—	6%以上
B雇用管理改善計画3年タイプ (設備導入費用が5,000万円未満については中小企業のみ対象)			計画達成助成 (1回目)	計画達成助成 (2回目)	目標達成時助成
設備導入費用	240万円以上 5,000万円未満	支給額	50万円	50万円	80万円
	5,000万円以上 1億円未満		50万円	75万円	100万円
	1億円以上		100万円	150万円	200万円
目標要件	賃金アップ上昇率(計画開始日前の賃金と比較)		2%以上	4%以上	6%以上
	生産性要件(設備等の導入日の属する会計年度の前年度と比較)		0%以上	2%以上	6%以上

詳細は、厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）」を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200778.html>

合同労務・合同労働保険事務組合 <https://www.godo.gr.jp/roumu/>

〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 TEL:082-504-0504, FAX:082-504-0505